

道州制特別区域推進本部の副本部長の特定について

平成 19 年 1 月 19 日
閣 議 決 定

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）の施行（平成 19 年 1 月 26 日）により内閣に道州制特別区域推進本部が設置されることに伴い、道州制特別区域推進副本部長に充てられる国務大臣は、内閣官房長官及び道州制担当大臣とする。